

春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条</p> <p><u>(2)</u> (略) (利用目的)</p> <p>第3条</p> <p>(1) <u>民間端末機</u>により住民票の写しを交付するサービス</p> <p>(2) <u>民間端末機</u>により印鑑登録証明書を交付するサービス</p>	<p>(定義) 第2条</p> <p>(2) <u>自動交付機</u> 本市の電子計算機と通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。</p> <p><u>(3)</u> (略) (利用目的)</p> <p>第3条</p> <p>(1) <u>自動交付機及び民間端末機</u>により住民票の写しを交付するサービス</p> <p>(2) <u>自動交付機及び民間端末機</u>により印鑑登録証明書を交付するサービス</p> <p>(3) 自動交付機により税に関する証明書を交付するサービス</p>

第2条 春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
<p>(利用目的) 第3条</p> <p>(3) <u>民間端末機</u>により税に関する証明書を交付するサービス</p>	<p>(利用目的) 第3条</p>

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年10月1日から、第2条の規定は同年10月11日から施行する。